平成27年度第２回　大阪府青少年健全育成審議会　議事概要

■日　時　　平成28年3月28日（月）午後1時～3時

■場　所　　日本赤十字社大阪府支部４階　４０１会議室

■出席者　　伊藤委員、岡本委員、角野委員（会長）、草島委員、久谷委員、柴田委員、白井委員

松風委員、高沼委員、竹内委員（特別部会長）、手取委員、土井委員、肥後委員、藤田委員

水嶋委員、八重樫委員、矢橋委員（五十音順）　　１７名

■内　容

事務局　　　ただいまから、平成27年度第２回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、青少年・地域安全室長からごあいさつを申し上げます。

青少年・地域安全室長

室長　　　　大阪府青少年健全育成審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろから青少年の健全育成にご尽力をいただいておりますことに、あらためてお礼申しあげます。

　近年、スマートフォンなどの急速な普及に伴い、青少年がインターネットを通じ、犯罪、トラブル、いじめ等に巻き込まれ、被害に遭うケースもございます。また、青少年が長時間スマートフォンに熱中するスマホ依存なども問題となっております。

　そのため、大阪府では平成26年度から文部科学省委託事業を活用して、教育委員会や警察、事業者等の関係機関による実行委員会を設置し、「大阪の子どもを守るネット対策事業」を実施しております。

　さて、平成２７年１１月の本審議会において、8月に発生した寝屋川市の中学生が犠牲になった事件の背景・原因のひとつにスマホ・ネット問題があることも踏まえ、ネット社会における青少年の保護のあり方について、専門的な立場から集中的に、議論を深めるために、審議会に特別部会を設置していただきました。

　特別部会の部会長を務めていただいた兵庫県立大学の竹内准教授をはじめ特別部会の委員の皆様には、都合３回にわたり様々な観点から精力的な審議を行っていただきましたことをこの場をお借りして心から感謝申し上げます。

　本日は、まとめられた報告を特別部会からご説明いただきます。

　　審議会委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局　　　本審議会委員の総数は２６名で、本日、ご出席の委員は、１７名でございますので、審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

本日の配布資料については、次第、審議会規則、審議会委員名簿、配席表、資料１及び資料２をお配りさせていただいております。資料等は、おそろいでしょうか。

本日出席の委員の皆様のご紹介は、時間の都合上お手元にお配りしております委員名簿及び配席表で替えさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じますが、この後の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

会　長　 よろしくお願いいたします。それでは、議事に入りたいと思います。

第1回の審議会で、ネット社会における青少年の保護のあり方について、専門的な立場から集中的に検討するため、特別部会を設置することとし、検討を進めていただいていましたが、本日は、特別部会でまとまった報告書をもとに、当審議会としての提言案をまとめたいと思います。

それでは、早速、特別部会の部会長からご説明をお願いいたします。

部会長　　本日は三回の特別部会について議論した内容を報告させていただきます。前回も申し上げましたが、私はもともと大阪府寝屋川市の中学校教員でした。昨年、寝屋川市でとても痛ましい事件が起こり、そのことがきっかけでこの部会ができた次第です。今回、皆様と議論できることは光栄で同時に責任も感じています。三回の特別部会では、非常に熱心に色々な形で議論いたしました。今日は30分の時間をいただいています。どこまで説明できるかわかりませんが、特別部会の皆様からも補足をお願いしたいと思います。

では、前のパワーポイントを見ていただきたいと思います。まず、特別部会の報告に入る前に社会の状況がどんどん変わってきていますので、現状を見てみたいと思います。大阪のある小学校4年生の将来の夢です。第1位はサッカー選手、第2位は医者、第４位は公務員です。ここまでは分かるのですが、びっくりしたのは第3位、ユーチューバー。ユーチューバーの意味は広辞苑に記載されていないので、ネットのgoo辞書で調べたところ「動画再生サイトのユーチューブに動画を投稿して、お金を得る人のこと」とあります。今の小学校にはユーチューバーになりたい子どもがたくさんいます。ネットで調べると、ユーチューバーで収入第1位は年収1億円、第２位が7千万円。小学校4年生には「お父さんは一生懸命働いているがそんなにもらっていない。今はあくせく勉強する時代ではない」と話す子もいるそうです。このように確実に時代は変わっています。

もう少し紹介しましょう。ペッパー君というロボットが店員をしてたり、囲碁の世界チャンピオンが人工知能に負けたというのが先日、大きく報じられたりしました。また、オックスフォード大学の准教授が発表したものだそうです。原典に当たってないので私も詳細は知りませんが、子どもたちの多くは読んでいます。それによると「10年後人工知能に代わられる仕事」として、タクシー、小売店のレジ打ち、データ入力当があります。「10年後生き残る仕事」としては、小学校の先生、外科医、聖職者、経営者があります。つまり単純作業を繰り返すような仕事はもういらない。創造的な仕事、コミュニケーションが必要な仕事が残っていくのかもしれません。こう考えると、ユーチューバーを夢見る小学生を笑えないです。子ども達にとって機械やネットは将来に向かって避けて通れません。ネットを使わせないという選択肢は無理でしょう。しかし、現状はあまりに危険な状況にある。こういう話を特別部会で例をあげて各先生方と話し合いました。

放任も禁止もダメ。正しく子ども達を怖がらせてネットを賢く使う。その使い方を大人として考えなくてはいけない。教育委員会だけでも無理、青少年課だけでも無理、学校だけでも親だけでも無理、皆で何かできないかという議論を特別部会でしてきました。

３回の議論の中で角野会長をはじめ色々な方とお話しする中で、私もとても強い刺激を受けました。今日も多くの素晴らしい方々がおられるのでいい議論をして、大阪の子ども達、ひいては大阪から新しい風が吹いて日本中の子ども達のために何かできたらと思っています。

部会でした議論を大まかに触れていくと全部で3つのことについてお話させていただきました。1つ目は「子ども、保護者に対して」どうすべきか、2つ目は「相談体制」をどうすべきか、3つ目は「法整備」をどうすればいいか、です。

まず、１つ目の「子ども、保護者について」です。子どものネット問題の低年齢化が著しい。小3くらいから始まっています。にもかかわらず、保護者が甘く見ているのではないか、という意見が多く出ました。フィルタリング率が低下している、このあたりが大きな問題点としています。また、携帯ゲーム機からのネット接続が課題としてあげられています。今まではガラケー、スマホ、音楽プレーヤーからのWi-Fi接続などが問題の中心でしたが、今の小学生は携帯ゲーム機からのネット接続が非常に多いことが分かってきました。Wi-Fi環境でゲーム機からユーチューブで動画を見ています。しかし、その状況を保護者が知らない。「これは大変だ」ということで保護者会を開いても、肝心な一番来て欲しい子どもの親、お父さん、お母さんが来てくれない。「保護者が重要だ」「この問題は保護者だろう」とよく言うことがあるのですがなかなか、その肝心な保護者が来ない。このあたりが問題です。保護者の多くは、仕事で手一杯の状況なのかもしれません。対策が必要ですが、今、できるのは、子ども達に直接教えるしかない。子どもを通して大人を教育していくしかない。子どもを通して情報発信していくしかない。というような議論が出てきました。

大阪の子ども達のスマホ所持率を紹介しましょう。小学校高学年は３割未満ぐらいですが、中学校に上がると過半数を超え、高校生はほぼ100%持っています。小学校低学年の所持率を見ると1年生のほうが多いです。驚きました。聞き取り調査をしたら、「お父さん、お母さんが共にスマホを持っているので家に固定電話がない。固定電話がないので子どもに連絡をする時に必要だ。外から連絡するのに必要だ。だから、あんたもスマホを持っときなさい」、こういう状況だということがわかりました。

この状況は全国的なものなので大阪だけの問題ではありません。さらにちょっと他のデータを示しましょう。兵庫県で調べた「日常的にネット接続している割合（すれちがい通信を含む）」は、小学生は93.7％、中学生96.1％、高校生99.0％でした。小学生はスマホを所持している割合の倍以上が「日常的にネット接続している」と答えています。この差はゲーム機を使ってネット接続している子ども達です。子どもたちは小学校3年くらいまでにゲーム機でネット接続し、小学校4～5年で一部がスマホを買いだして、中学校くらいで多くがスマホを持って、高校で全員がスマホを持ちだす。このような感じです。

3月11日の日経新聞によると、その任天堂がスマホゲームも始めるといいます。携帯ゲーム機でしていたゲームを今度はスマホでもできるようになる、そんな状況です。さらに今日のCNNニュースでは、ソニーのプレイステーションでスマホのゲームを作り出したとありました。3DSではネットもできるしメールもできるし、お買いものもできる。動画も見ることができるし、SNSも可能です。そのことを私達、大人が知らないのは厳しい現状です。

次に「ＯＳＡＫＡスマホサミット」で子ども達が取ったアンケート結果を紹介します。不所持、ガラケー所持、スマホ所持でどう違うか調べました。

「12時より遅く寝る」は未所持、ガラケー、スマホの順に増えていきます。「勉強に自信がない」も同様です。子ども達に理由を聞いたら、「スマホは使いやすいからついついやってしまう」と答えます。「ついつい使ってしまって勉強がおろそかになって勉強に自信がない」

これが今の子ども達の現状です。もちろん、「卵が先か、鶏が先か」の議論の通り、この結果だけでは、スマホが原因かどうかわかりません。このあたりを私たちはどう考えてこれからどうしていくか、皆で議論していかなくてはいけないなと思います。

　　　　　2つ目の「相談体制」についてです。今、子ども達の周りに相談できる大人がいないということが分かってきました。一つは大人が知らない、分からない。わかるようになるためには、大人の研修体制というよりも子どもに教えてもらう体制が必要だ、ということになりました。知っているのは子どもで子どもから定期的に教えてもらう必要がある。そういう意味でいうと今、大阪でやっている「ＯＳＡＫＡスマホサミット」は非常にいい場面です。そのうえで、大阪の子どもたちがネット問題について相談できる体制を作ることは急務です。警察、消費生活センター等の専門家を交えて考えていくことが必要でしょう。相談窓口があっても、担当者がスマホの具体的な問題が分からない、では意味がありません。せめて、この問題は、この機関にとか割り振りできるような体制が大阪にも必要ではないかという意見が出ています。この問題は日本中の問題です。また、子ども達は「大人は暴走するから相談しにくい」と言います。「暴走って？」と質問すると、「先生に相談したら次の日、学年集会されるし、親に言ったら相手の家に怒鳴り込みそう」と言います。私も教員でしたからわかります。一人の子が例えばネットでトラブルに巻き込まれた場合、他の子には同じような思いをさせたくないという気持ちから、学年集会をもちろんします。それが子ども達には「先生に相談したら学年集会されて自分だとばれてしまうから相談をしたくない」と思われているとしたら悲劇です。まずきっちり聞いてあげて、そのうえで一緒に対応方法を検討するくらいの余裕が大人の側にないと安心して相談できません。相談体制の充実は非常に大きな問題ですし、難しい問題でもあります。皆で知恵を出し合っていけばいいかなと思ってます。

　　　　　３つ目の「法整備」についてです。この問題では、フィルタリングが多く話題に上がりました。まず、今のフィルタリングが難しすぎることが話題になりました。ガラケーが主流の時は電話回線に１つだけにフィルタリングを設定したらよいので簡単でしたが、スマホが主流になった今は電話回線用、Wi-Fi用、アプリ用の3種類のフィルタリングが必要です。いろいろとややこしく大人もよくわからない。このあたりの整備がまず必要です。よくわからないからフィルタリング率も大幅に低下しています。実際、小学生のスマホの多くにはフィルタリングがかかっていないので、「IS」の首切り動画なんかを多くの子が見てしまっています。さらに保護者の使い古しのスマホや、保護者のスマホを借りている子どもも多く、緊急事態であると思っています。

兵庫県の18歳以下のフィルタリング率は、2011年72.4％、2012年60.3％、2013年49.6％と急落しました。過半数をきったので大変だと対策に乗り出し、2014年は50.2％と少しだけ上昇しました。大阪も今年、調査されたそうですが、どうでしたか？

事務局　　今年、調べまして、48%でした。

部会長　　　5割前後ですね。過半数がフィルタリングを設定していない。大阪だけの問題ではなくて日本全体の問題です。

以上のような現状を踏まえて、今後の方向性として、特別部会としては４つを考えました。

１つ目は「子ども自身が考える場が必要」です。急激に変化するこの問題を大人だけで教えるのは難しい。だから今、大阪で実施している「ＯＳＡＫＡスマホサミット」等の取り組みが重要です。これまで2年がかりでやってきたことを冊子にまとめています。私も日本中のいろんな方に見ていただいていますが、大好評です。非常によくできています。子ども達が作ってるから当然です。視点に抜けがありません。これは大阪府全部に配ってるんですよね？

事務局　　はい。府内の全ての小中高校と支援学校等に配付しています。

部会長　　　今後は、是非、ご活用いただきたい。さらにこういう取り組みを府下全域、各市に広める必要があると思います。府教委も中学生生徒会サミットを実施しているそうで、そういう取り組みと最終的には一緒にやっていけばよいという意見も出ています。こういう議論の延長で、「大人がルールを押し付けるのではなくて、子ども達自身がルールを作っていけばいいのではないか」「府のスマホサミットのアンケートデータ等を各市へ渡し、各市がそれを使って議論できればよいのではないか」等の声が出ています。

２つ目は「低年齢化への対応」です。すごい勢いで低年齢化が進んでいるのに、対応した教材等がない。大阪スマホサミットで子ども達が作った啓発動画はとても良いですが、これらも中高生対象です。当初は小1くらいから必要との意見もあったのですが、小1は先に生活指導の部分が必要なので、小3ぐらいからを想定しています。

３つ目は「フィルタリング対策」です。フィルタリングのわかりやすい説明資料が必要です。例えば、サミットの子ども達にお願いしてもよいと思います。この会にはＴＣＡ（電気通信事業者協会）の方が東京からわざわざ毎回参加してくださっています。事業者の立場から、いろんなご意見を頂き有り難かったです。事業者と連携しながら少しでも良いものにし、大阪モデルを作っていきたいと思っています。

４つ目は「相談体制の充実」です。子どもがネット問題等で困った時に相談相手がいない。教育のプロとネット問題のプロが手を組む必要があると思います。私たちの議論の中では、教育のプロとして府教育センター、ネット問題のプロとして府警のサイバー犯罪対策課等の名前があがりました。そういうプロ同士が連携を密にとることができるシステム作りが必要でしょう。教育のプロ、ネットのプロ、さらに消費者問題のプロ、いろんな問題に対応できるシステムづくりが急務です。

このようにまとめてみました。赤ちゃんから大人になっていくと子ども達のリテラシーやモラルが育っていきます。だから大学生くらいになると危険に遭遇しても回避できます。赤ちゃんや小学生は危険が来るとリテラシーやモラル自体が十分に育ってないから被害にあってしまいます。対応策として、ルール作りとか話し合いとかが必要です。今の議論でいうと、子ども達への授業というのもこのためです。回避するためです。ただ、赤ちゃんはまだ話し合いはできないので「保護者律」。それから仲間同士で考える「仲間律」。大阪スマホサミットで取り組んだ啓発動画やラインスタンプづくりがこれにあたります。さらに、この種の問題では、先輩が後輩に対して教える「先輩律」が非常に有効だということがわかってきました。そういう縦のつながりを活用していくのが今後、重要なのではないかと思っています。

以上、方向性として４つの提案をしました。この他にも大切なことはたくさんありますが、私たちの部会では、まずこの４つが当面、来年度に向けては大事だと思い、提案します。今回の部会では、非常に良い議論がたくさんできました。持続的に取り組む必要があると思います。以上で報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

会　長　　　部会長、ありがとうございました。みなさんのお手元に、報告案があると思います。これで言いますと、８ページから９ページ、１０ページあたりのところを、文章をそのまま読むということじゃなくて、割と横断的に関係性があることも含めて、きれいに報告して頂きました。それでいまこの画面に残っておりますのが４点、子ども自身が考える場の設定と低年齢化に対応した授業や教材づくり。フィルタリング等への対応、相談体制の充実。とりわけこの相談体制の充実はいわゆる教育相談だけではなくて、専門的な相談へも繋いでいこうという視点で整理されております。

併せてこの報告案の中には１１ページに条例改正の必要性があるのかどうかというところも整理されております。これ、全般的に協議するとあちこち飛んじゃいますので、できましたら、中心が子ども自身が考える場の設定と、親の世代が携帯ネイティブと言われて、おそらく子ども達はスマホのネイティブであると。iPad使いはじめるとはまっていくという、そういうふうになるのも大変よく分かりますので。子ども達自身が考える場の設定ということをベースに置きながら、２番（低年齢化へ対応した授業、教材）、３番（フィルタリング等への対応）、４番（相談体制の充実）を重ねていっていただいて、それぞれの専門的な立場の方がいらっしゃいますのでその観点から自由にご意見あるいはご質問があれば幸いだと思いますので、ひとつ宜しくお願いいたします。

委　員　　　出版関係から一言よろしいでしょうか。１番の点は非常に難しい問題だと思うんですけど、ちょっと技術的にできるかどうかわからないですけど、スマホは入りやすい入口が大事かなと思ってまして、たとえば相談員の人選とかそういうのも大事だと思うんですけど、子ども達がアプリで相談できるとか、フィルタリングなんかも、技術的に出来るかは分からないですけど、そのアプリをダウンロードして立ち上げると自動的にフィルタリングがかかってくるとか、なんかそういう技術的なところも入口として、簡単なやり方というのが非常に重要じゃないかというふうに感じました。

会　長　　　相談も含めてその中でできると。おそらく、今後その方向が動く可能性が大変高いと。ただ、ひとつのネックとしては顔が見えないというのもあるんですが、それについて部会長いかがでしょうか。

部会長　　　非常に重要なことです。会長がおっしゃったように「相談しようにも顔が見えない」「どんな人か分からない」と相談を躊躇することが多いようです。あります。調べると、ネットいじめに特化した相談体制を構築している団体もあるそうです。私自身が関係している例では「ストップイット」はネット上で、何かあった時に相談できる体制づくりを目指しています。大阪では羽衣学園さん等が導入を検討しておられます。そういうネット上のものはネット上で解決できれば良いと思いますが、専門家がなかなかいません。非常に重要なことです。

もうひとつ、フィルタリングは確かに難しい。フィルタリングはもっともっと簡単に分かりやすくするために、事業者等と一緒に考えていく必要があると思います。子ども達の多くは「フィルタリングを設定すると何もできなくなる」と思っていますが、実際はフィルタリング入れても例えば子どもが「パズドラがしたい」と言えば、パズドラだけ解除する方法が今はあります。「カスタマイズ」と言いますが、そのあたりの周知が必要だと感じています。

会　長　　　ありがとうございます。そのあたり、フィルタリングの関係で、そのあたりはどんなもんでしょう。

委　員　　　はい、今のお話にありました、フィルタリングをどう簡単に入れるかということにつきましては、現状はなかなか複雑だというのが実態だと思います。特にスマホの場合ですと、ＯＳと呼ばれる基本的なスマホを動かすソフトがあるんですけれども、その種類によってフィルタリングが変わってくる、やり方が変わってくるという状況にあります。もうちょっと具体的にわかりやすく言いますと、iPhoneというAppleが作っているスマホとそれ以外のスマートフォンですと、フィルタリングのかけ方が変わってくるという問題があります。また、かけ方自体も複雑になっている、という状況です。

これはＯＳ事業者と協議をしていかないとクリアできない問題だと思います。先ほどありました、何かそういうアプリケーションをダウンロードすることでフィルタリングをきかせるという事が出来ないかというお話がありましたけれども、現状スマートフォンの、フィルタリングというのは、アプリケーションというかたちでフィルタリングをします。

事業者によって若干ばらつきはありますけれども、Androidに関しては、基本的にはお求めいただいたスマートフォンの中に、プレインストールと我々言っているんですけれど、はじめからフィルタリングのアプリケーションが入っていて、それをタップして若干手続きをしていただくと、フィルタリングが端末に設定されたり、あるいは店頭でお手伝いして設定が可能であるというのが、状況です。

Appleに関しては少々複雑で、今日はちょっと省略させていただきますけど、基本的にガラケーの時は事業者のネットワーク側で制御することによって、いわば、ネットワーク側に門番を雇っておいておくというやり方が事業者側の設定で簡単に可能だったんですけれども、スマートフォンという高機能で、実際はパソコンと同じような機能を持った端末というふうに進化していくに伴って、先ほどからも話題にのぼっておりますWi-Fiというような私達通信事業者が関与しないようなネットワークを経由してくるということが出てきました。そうなりますと、どうしても端末側でフィルタリングのアプリケーションを使うとかして、何らかのかたちで端末側で制御しなきゃならない。で、それに伴ってやり方が複雑になったり、あるいは先ほども申し上げましたように、ＯＳ事業者によってやり方を変えなきゃいけない、というようになっているのが現状です。

会　長　　　はい、ありがとうございます。大変鋭いご指摘をいただきまして、私も若干そのことは思っておりまして、そうはならないかということを思ったんですけれど、私自身はなかなかその世界に入っていくのに、またハードルが高くて何もかも読み込まなきゃダメなのかなと思っていまして、大変鋭い視点だと思いました。ありがとうございました。他にご意見いただければと思いますが。

　　　　　事務局のほうで、大阪府の教育相談についてやりとりやっていただいた経緯があるのかなと思いますが、おそらく教育センターってこれにはなかなか対応しづらいでしょうか。

事務局　　　教育センターの相談といいますのは、子ども自身はもちろん保護者や先生にも対応しています。ただそれは学校のいじめを対象にやっているということでありまして、ネットに関してかなり専門的な内容が出てくると、どうしてもその部分でついていけない場面があるというふうに伺っています。ただそのいじめっていうことでありましたら、先ほどのＬＩＮＥとかを使ったいじめというのもありますし、ツールとしては使っているのかなという気がしますので、相談員の方にもですね、こういった専門的な研修にでていただいて、ちょっとでも幅広に対応できるようにしていただきたいなと考えております。

会　長　　　ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。本日はＰＴＡからも来ていただいておりますので、そのへん何か一言。

委　員　　　私も部会に参加させていただきまして、いろいろ意見をさせていただきました。私自身も保護者の立場から知らないことが多々ありまして、本当に参考になる会に参加させていただきまして、ありがとうございました。今回の報告案にまとめられたことについては、現状できる限りの一番素晴らしいものが出来たんじゃないかと考えております。ただ、いかにこれを実際に運用していくというか、実践していくというのが今後の課題になってくると思いますので、そのへんはしっかり取り組んでいかないといけないことかなと考えております。

会　長　　ありがとうございます。他にご意見いただけたらありがたいのですが。宜しくお願いします。

委　員　　　私、寝屋川の市議会議員をしていました時に、部会長に、もう今から８年くらい前だと思いますが、当時まだスマートフォンが出てない頃に一度講演を伺ったことがあります。あれから８年経って、当時竹内部会長が心配されていた通りになっているなと。個人的なことなんですが３人の子どもがおりまして、一番下の小学校３年生。子どものまわりで、ユーチューバーになりたいというのを聞きました。

先ほどそれが合致したような気がしましたけども、大人が学校でこういう問題を抑えようと思ってもなかなか難しい時代に入っているのかなと思います。先ほど部会長がおっしゃった通り、避けて通れない、どれだけ規制をかけても、やる子はやるという言い方は語弊があるかもしれませんが、間を抜くようなかたちでしますので、これからの時代は子ども達の吸収性を僕らは鍛えさせて子ども達、こういう使い方をしたほうがいいんだよ、もっと踏み込んで、現場で正しい使い方を大人のほうに言うんじゃなくて子どものほうに言う、そしたら、ユーチューバーも、子どもは将来性を見てそういうふうに思っているわけですから、正しい使い方を子ども同士の中で考えるという、今も様々な教育現場で取り組んでいらっしゃると思いますが、ちょっとそれを強化して、これで言いますと１番（子ども自身が考える場の設定）と２番（低年齢化に対応した授業、教材）を強化したほうがいいのではないか、先ほど言いました、業界のフィルタリングの難しさもお聞きしましたし、相談体制もいじめじゃないですけど学校の先生に相談もなかなか未知的なものしかないような気がしますので、この１番と２番を強化したほうが効果的ではないかと私個人的にはそう思いました。以上です。

会　長　　　１、２の強化ということで、当然事業者さんのご努力と、その背景として法整備は必要であるけれど、１番と２番について重点的に取り組んでいかねばならないというご意見でございます。このあたりでみなさんいかがでしょうか。

委　員　　　前回も発言させていただきましたが、今回もスマホを取り巻く環境ということでお聞かせいただき、勉強させていただいたというのはあるんですけれど、同じ政治家としてまず冒頭にですね、１日４００回もＬＩＮＥをしてた議員がおったということもあります。子どもがすべて悪いんだ、まだ知識もないんだ、というだけじゃなくて大人も使い方を間違えているということもあると。私も子どもに教えてもらう、子どもから学ぶこともある。こんな使い方もあるのかと。私も今、ＰＴＡに参画させていただいて、保護者対象のスマホの使い方、こういうかたちで使ってますから啓発してくださいね、また、家庭で話し合ってくださいね、ということを聞きます。

子ども対象のこういうサミットであったりとか学校単位で問題を知ろうというものもあると思うんですけど、保護者と子どもが一緒に講義を聞くという、そういう機会が欠けているんじゃないかなと。やはり、問題を共有していくという部分、私もここで書かせてもらって前回お聞かせいただいたことを子どもに言ってもですね、思うように伝わらない部分があったり、子どもは子どもで、なんでそんなこと言われなあかんのと聞かない部分、これを一緒に聞くという、たとえば親御さんの懇談だけじゃなくて、三者懇談したら通じるということも多々あると思うんです。そういった中で親御さんと子どもと一緒に聞くと。なかなか親御さんは保護者会の会議に来てと言ってもなかなか来ないという問題もあると思いますけど、○○ちゃんのお父さん来てないで、お母さん来てないでということになれば、そういった子ども達の目もあるから親も参加しやすいのかなということも考えますので、そのへんの対応、対策を取っていただけたらと思います。以上です。

会　長　　　ありがとうございます。１０年前に大阪府教委におったときによく掲示物の中に、「大人が変われば」というものがあったのですけれども、その時代から変わってしまって、今は「大人も子どもも一緒に変わっていく」ということだと思うんですよね。それで言いますと、本日の報告案の４ページ・５ページにスマホサミットで生徒の声と保護者の声が寄せられているんですね。このあたり、部会長ご紹介いただければと思います。

部会長　　　はい、耳の痛い話です。大阪スマホサミット等で子どもたちは「やっぱり親子が一緒にやらなあかんで」「ちゃんと使ってないお母さんに言われても説得力がない」と言います。私達を見ています。大人がこの問題にどう取り組むか、実は非常に重要です。

あと、前のスクリーンを見ていただきたいのですが、全国学力テストの2013年の結果です。ネットを使ってる時間と得点のクロスさせた結果です。中３国語の「ネット利用が１時間以下」平均点は79点。「２時間以下」78点、「３時間以下」76点、「４時間以下」74点、「４時間以上」70点と、どんどん下がります。しかし「全くしない子」は76点と「２時間以下」より低いです。数学も同じような結果です。

なぜでしょう？　高校生にこのグラフを見せると「これ１時間しかしない子じゃなくて、１時間でやめれる子です」と言います。つまり自律的に自分をコントロールできる子が成績も実は一番良い。さらにこう言います。「自分でコントロールできない子か、恐いお母さんがついてる子」と言います。自律的に生活できるか、保護者が律してくれるか。家族の問題、親の問題も重要です。年齢が下がるほど、そうでしょう。子どもだけに対策を押し付けても無理で、親も一緒に考えていく必要がある、そのあたりを突きつけてくるデータです。

やっぱり、私達が考えていくときに、先ほど会長がiPadのことを話されましたが、学生に言われてオンラインゲームをやってみました。いろいろな工夫があり、なかなかやめられないのがよくわかりました。誰かが私の点数を超えると教えてくれて、「くそー」と思う。ハートが足りなくなったら、誰かに貰う。誰かが足りなくなったらあげます。お互い様です。上手いことできています。クリアしたら派手な音楽と画像で褒めてくれます。達成感があります。ゲームでは頻繁に褒めてもらえますが、リアルな世界では例えば定期テストは年５回くらいです。しかも、なかなか点数はあがらないので褒められることは実は少ない。だったら、それよりもゲームは毎日褒めてくれるからゲームに行ってしまうのかもしれません。実際、子どもたちに「褒めてほしい？」と聞くと「褒めてほしい。３日に１ぺんくらい褒めてほしい」と言います。子ども達の本音です。私達はネットやゲームが子ども達を夢中にさせる以上に、親として子どもをちゃんと褒めてあげなければならないと感じています。こういう時代だからこそ大事だと思っています。

会　長　　　ありがとうございます。部会長のほうでまとめていただいた、ネット対策事業の冊子がありましてね。この中にＤＶＤですね、教材がありまして。これは中高校生向けですね、このままでは小学校にはなかなか使いにくいですが、あわせて教育の立場、いわば教育行政はどんな立場を果たしていくかとか。関係部局とか関係機関というのはどこなのかと、こういうことを今後具体的に整備していかないとだめなんじゃないかと私は思っております。そういう意味では先ほどの子ども達の声とか保護者の声とかいうのは、随分これからの取り組みの参考になっていって子どもも変わっていくような教育啓発が要るのではないかと。中では「親学」という言葉が出ておりまして、まさに必要だなと私も思っております。４点上がっておりましたので、親にどう働きかけていくか、子どもにどう働きかけていくかということで、またご意見いただければ大変有難いと思います。いかがでしょうか。

委　員　　　ありがとうございます。本当に褒めるということは、私自身、児童精神科で親子関係など見させていただくことが多いんですけれども、子どもを変えるのに、何が一番手っ取り早くて効果的かというと、本当に「褒めること」、「１日１個褒める」ということなんです。今日はこの話の中で褒めるということが出てきてびっくりしましたし、どの立場からも有効なんだなということを感じました。

あと、親御さん自体が、私は子どもから大人まで見ているんですが、特に通勤時間なんかに、小さい子を連れている親御さんがずっとスマホを見ていて、全く子どものほうを見ない、子どものほうも親御さんがそうするのに慣れきった感じで、子どものほうもそうすることを受け入れているという光景によく会うんですけど、やはり親御さん自身への教育ですね、特に子どもを育てていくにあたって子どもとどういうコミュニケーションを取るかということを具体的に教える。スマホを親御さんが使ってはいけないという訳ではないんですけれど、使い方を親御さんにも教えていく必要があるし、特に赤ちゃん、低年齢の子どもを育てている頃の親御さんから教育していくことが大事なんじゃないかと日々思っています。

あと、この会議に来るにあたって、うちの若い先生たちにこんな会議行くんやって話をしたら、やっぱりネット依存ですね、依存症としての捉え方を教育することが親御さんにもいいんと違いますかという意見と、やはりネット依存は精神科の中でもそんなにデータが出てきてはいないんですけど、少しずつは出てきてます。今後はネット依存に関して教育していくことも必要かと思います。

会　長　　　ありがとうございます。おそらく教育を進めていくうえで非常に重要なポイントでありますし、あわせて学校教育では、情報リテラシーなんて言葉をよく使いますけど、この言葉でいうとどんなものですかね。

委　員　　　学校教育の中ではつい最近になってネットリテラシーとか、子どもに対する働きかけは始まっているんですけど、今までだとテレビとかマスメディアとかいうところからの情報をどう受け取ってどう批判的に見ていくかとかあるいはどうやって利用していくかということが中心だったんですが、それに加えて、スマートフォンであったりＰＣネットワークだったりとかインターネットがもっとウエイトを占めていくような、大きくなっていくような、これが課題だと思っています。その時に学校教育の中でも先生方がどう指導していけばいいのか、どう教えていくのかというところが課題なので、これは専門家の皆さんと一緒になって教材を作り、プログラムを作り、子ども達への働きかけというところを形にしていくことが、急がれる課題かなと思います。

一方で親御さん達へのアプローチですが、親学もやりたいんですが、ずっと話にありますように、いくら集まってくれと言っても、ターゲットになるような親御さんが来てくれないというのは常にある課題なので、出来るだけ多様なチャンネルで親御さんへの働きかけをしていくことが必要かなと思っています。要するに今の時代のコミュニケーションのあり方というかチャンネルが多様化して、ネットを含めたコミュニケーションが大きな割合を占めていくという中で、親御さんへのアプローチも、親御さんの携帯とかスマホに対しても学校や指導からの情報発信だったりとか、もっともっと分かりやすく子ども達の状況を知らせる、そういう情報を出していくとか、子ども達にも、ある意味自分が使っているスマホのコマーシャルみたいなので子ども達が情報発信していったら、こんな使い方をしたら、こんなことが起こるかもしれないよという、そういう啓発なんかもスマホを通してできるのかもしれないし、もっといろんなコミュニケーションチャンネルを含めて、今の時代のあり方に即した啓発なり、教育の方法があるのかなというように思います。以上です。

会　長　　　ありがとうございます。特別部会でよくおっしゃっていたことですが、加害者にも被害者にもさしたらいかんと。そういう意味で言うと、こういう事をやっちゃうと、こういうような法に触れるよと、学校教育では法教育と呼びますけれど、この法教育というのは、私は専門家ではないですが、実際、学校教育の中では小学校低学年から実はルールづくりということでスタートしてるんです。そして、中・高校生になってきたときに模擬裁判をしているんですよね、そういうような取組をしていますので、そういう意味では、今後教育の役割というのはものすごく大きいのかなと。

先ほど、委員が８年前に会長と出会ってその時に懸念していたことが今起きていると。今我々が懸念しているこの問題が、大阪府教育委員会は５年前に携帯を学校に持ち込ませないと言ったんですね。ところがそれは、もうそういう時代ではなくなってきたと。ある高等学校では積極的に教育の中で使ってしまえと。５年後には、おそらく今我々が懸念していることの反対側でかなり積極的な教育が今、教育委員会が二の足を踏みそうなことが当然のことになっていくのではないかと思います。このまとめの中に、関係部局とか関係機関とかいうことを書いてるんですよね、これって具体的にどこが関係部局・機関なのかなと。事務局のほうのお考えもあると思うので、そのあたりどういうふうにお思いかなと思いまして、お聞きできたらと思います。いかがでしょうか。

事務局　　　報告書のほうにも、１２・１３ページに目安の表を記載しております。ここで黒丸のところが重点的に取り組まなければならないかなと思っていますが、かちっと固めているわけではなくてですね、我々行政側も、まずは手を組んで考えていかねばならないなと思っています。今までは縦割り的なところもあったんですが、今後は連携を密にして一緒にやっていくという方向で考えています。

会　長　　ありがとうございます。他にまだお考えのことたくさんあると思うので、まだ時間もとれそうなのでご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

委　員　　　スマートフォンを使う子どもが不適切なサイトを見ているということなんですが、その一方で、電車で７人掛けの椅子に座ったら６人がスマートフォンでゲームをしているという、大企業に勤めていそうな、スーツを着たしっかりした人が、子どもがするようなゲームをしているというのを度々目にします。また、喫茶店なんかでもコーヒーを飲みながら大人がLINEしたりとかしているのをよく目にします。ですので、子どもを教育する前に大人のほうを律していかないと。子どもにスマートフォンは９時までにしなさいと言っても、大人がゲームをしていたら何の説得力も無いと思います。

子どもは余計反発するだけです。子どもがスマートフォンを使って、不適切な使い方をするとこういうことになりますよ、こういう事件が起こりますよ、こういう問題が発生しますよとアピールして、今まで興味を持ってくれなかった人が興味を持って、そういう説明会とかスマホサミットに親も参加してもらうという、ＰＴＡとかでスマホのワークショップを行って、それを持ち帰ってもらって、家で子どもと話し合ってもらうという、そういうことがあると思うのです。そういうことを大阪府の教育委員会とか学校だとか通信事業者さんがやっていただけたら良いのではないかと考えております。

会　長　　　ありがとうございます。それぞれの関係者が持てる知恵を出し合うと。部会長が中心となってスマホサミットをやっていただいた。実は、大阪府教育委員会では、議場を使って生徒会サミットをやっていて、その内容も平成27年度はほとんどスマホです。スマホといじめです。そういう取組が進んでいる状態ができていると感じます。そこで親がどうしていくかと、こういうふうなあたりになってきていると思います。そういう意味では、取組をどんどん進めていかないといけないと思います。

委員からお話があったことに関して、11ページのところで、青少年健全育成条例を改正する必要はあるのか無いのか、ということがここに言及されております。その中では、取組は随分と推進され、課題も見えてきたと。その中で今敢えて条例を改正するような必要性よりは取組をどんどん進めていくと。条例を改正するだけでこの問題が前に進むとは考えられない。取組を進めていきましょう、という話し合いも部会で行いました。という意味では、大きく４点、子どもと保護者につきましてはルールづくり、学校教育では法教育をはじめとした教育・啓発を進めていきましょう。法整備・事業者ということでフィルタリングの強化を進めていきましょうと。今までやっている見守り・相談体制としては、教育相談ではなかなか対応できないので、専門相談。＃１１０とか＃１８８というのがありますが、そうした機能を強化していくと。必要に応じてそのネットワーク化を図っていくと。大阪府の教育センターでは、24時間電話相談をやっていますから。これはいじめ対応から始まっていますけれども外部へも繋がりますので、そのへんをどう繋いでいくのか、そういうことを具体的に進めていく。まさに今取組を進めていくというような案の考え方に整理されております。時間もなくなりますので、部会長から、これだけはということ何かありますか。

部会長　　　ひとつ問題提起をしたいのですが、私達の社会はいろんな文化を持っています。たとえば自転車を子どもに教える時には、まず三輪車。ある程度できるようになったら補助輪をつけて乗せます。さらに公園等で保護者に後ろを持ってもらって、「おとうちゃん手離さんといてや」「離したで」「えー！」。全国、どこでも聞くエピソードで、こういう心温まる文化が日本にはあります。これは全世界共通かなと思っていたら、そうでもないかもしれません。これはアメリカのお母さんですが、自転車を前から引っ張っています。私たちには違和感あります。日本のお母さんは後ろです。これは、日本が日本で培ってきた、日本の文化です。たとえばもっと言うと、日本のお母さんが子どもに包丁を渡す時は、「ねこちゃんの手でね」とよく言います。ねこの手をまねて添えると怪我しない。これも日本の文化です。スマホはまだ出たばっかりなので文化として定着していません。

だから私達は、日本の中で、新しい文化を作っていかなければなりません。例えば石川県は7年前に中学生の携帯電話所持を条例で禁止しました。当時はそれが一番良かったんですね。当時、石川県の中学生の携帯電話所持率は全国最低でした。当時は持たさないということが正解だったのです。私は今、石川県小松市の中学生がこの問題に取り組むお手伝いをしています。今、子どもたちは携帯電話だけでインターネットをしているわけではありません。前に話した通り、音楽プレーヤーとか携帯ゲーム機とかででもやってます。ですから、そういう問題全般として対策を考えています。石川県の条例が駄目だったのではなく、時代によって一番良いっていうことが変わっていっています。10年前の正解が今は正解とは限りません。

兵庫県では、「子どもがスマホのルールづくりをするのを義務付ける」条例を作りました。これが良いか悪いか別として、いろんなところで今、文化づくりのためにいろんな試行錯誤をしています。私も家族で試行錯誤するし、みなさんもする。この部会でもいろいろと議論しました。試行錯誤の一つだと思います。それを踏まえて、青少年課が策を出してくれると思います。ただ、大阪では青少年課が中心ですが、他はそれぞれです。サミットの実施主体だけでもさまざまです。京都では警察、長崎では弁護士会、滋賀県ではＰＴＡ、岡山は地元新聞社です。それぞれが問題意識を持っていて、それぞれの地域の特徴がある。だから千差万別で良いと思います。大阪でとても悲しい事件が起こりました。ここで私達は尊い命を無駄にしないためにもどうしたらいいのか、一生懸命考えました。

前にも言いましたが、海外でも大きな問題になっています。私はウィーン大学の客員研究員でして、その関係で会議によくでます。皆、our children（私達の子ども達）はこうだから、We（私達）はこうしていると皆言います。私がいつもの感じで、文科省がこうだからＰＴＡがこうだから、学校教員が、と話をすると、ヨーロッパのみなさんは皆、笑うんです。「何を言っているんだ、あなたの国の子どもだろ？　あなた自身はどうするんですか？」　ハッとしました。ここは大阪です。大阪の子どもは大阪の大人しか守ることができません。

our children　大阪の子ども達をまもるために、2015年、新しい取り組みが始まりました。関係者は誰かと言われた時に難しい。子どもの問題だから教育委員会、事件だから警察、親が買い与えるから親、というほど問題は簡単ではありません。みんながひとつずつour childrenつまり自分の子ども達のためにやっていくために、やっぱりみんなが考えていって進んでいって、10年後くらい文化にとして結実していかなくてはいけないなと感じています。私たちの子ども、孫たちに安心してスマホを与えることができる社会にしていかなければなりません。

私達大人も試されているような気がしています。子ども達も必死です。必死でどうしたら使えるかって考えてます。だからその子どもに負けないように。私たちもつながりましょう。ここには議員さん、教育委員会、警察、出版関係の方、医療関係者、携帯電話事業者、いろんな方がおられます。いろんな方が一同に会して会議ができたというのは素晴らしい経験で、こういう場所から新しい文化が生まれていくのだと思います。私もすごく刺激を受けた会議でもありましたし、できればこういう会議を持続的に継続的につくっていけたらと思っています。

会　長　　　ありがとうございました。思い起こせば平成19年度から国が全国学力学習状況調査を始めた。その時の国の頭の中は、世界の各国と学力勝負ができるか、学力低下があったと、そのへんの背景があった。そうすると数年後には、学力と経済力という統計が出始めたんですけれど、実は国もよくわかっていて根底にあるのは、学力と生徒指導上の問題、あるいは学習態度、そういうふうなことを含めて、今、国の学習状況調査のアンケートの中に、この携帯スマホが大きく入ってきていると。で、今日は部会長からその一端の集計がなされたということで、国も本気でやっていかなくてはならない、子育てあるいは青少年育成、そして親のあり方、社会全体がどのような倫理のもとで動いていくのかと言う大変大きな問題に発展していきます。皆様方からいただいたご意見、もう一度、事務局と部会長と精査したうえで、必要なものがあれば加筆修正しながら案を提言としてまとめて、事務局のほうに提案させていただきたいというふうに思っておりますが、このような方向性で宜しいでしょうか。

　　　　　（異議なし）

はい、ありがとうございます。ご了解いただいたようで、そのようにさせていただきたいと思います。大変貴重なご意見賜りまして、大変ありがとうございました。

次に、報告事項として、風適法の一部改正に伴う条ずれによる大阪府青少年健全育成条例の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

事務局　　資料２をご覧ください。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う条ずれによる大阪府青少年健全育成条例の一部改正についてご説明させていただきます。改正の理由は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律いわゆる風適法ですが、その一部の改正が昨年６月にございまして、その内容は３ページに記載しておりますが、客にダンスをさせる営業に係る規制を見直しており、それに関する条項が削除などされています。

　　　　　大阪府青少年健全育成条例について風適法を引用している、第３条及び１０条、２４条、３７条において、引用部分に条ずれが生じることに伴う改正を行うものです。

　　　　　なお、風適法の施行が６月の予定ですので、青少年健全育成条例についても６月に改正する予定です。内容の説明は以上です。

会　長　　ありがとうございます。いわゆる風適法の改正に伴って、引用部分について条ずれ等が生じることによる条例の改正について、ご意見・質問等ございませんでしょうか。

　　　　　それでは最後に、前回の審議会、その後に行われた特別部会、スマホサミット、それらを含めまして最後に言っておきたいことなどありましたら、専門的な見地から、最後にお願いします。いかがでしょうか。

委　員　　出版界から申し上げます。ストレートにスマホのことに取り組むのも重要だと思うのですが、この前、学校図書館議員連合の議員集会に出ましたら、小さな学校ですが、トイレの前に図書館を置いたんです。生徒は必ずトイレを利用する時に、その前を通るから本に関心を持つだろうという意見がありました。学校図書館と協力しながら、小さい頃から本に触れて思考するということを育てるということも重要なことではないかと思いました。

会　長　　ありがとうございます。学校教育者の研究者からは様々な意見が出されておりまして、廊下の真ん中に花を飾るとか、針金ハンガーで本立てを作ったり、いろんなかたちで子ども達に教育啓発していくということが行われております。貴重なご意見ありがとうございました。

そのほかご意見・ご質問等ないようですので、以上で、本日の議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局　　会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。それではここで、青少年課長より閉会の挨拶を申し上げます。

青少年課長　本日は年度末のお忙しい中、ありがとうございました。部会長を中心とした特別部会、そして今日の審議会におきまして、それぞれの分野のトップリーダーである皆様から、様々なご意見を賜り、「ネット社会における青少年保護のあり方について」貴重なご提言をおまとめいただきました。ありがとうございました。

　　　　　28年度からは、この提言に基づき、関係機関、関係団体が力を合わせ、具体的な取組を進めていくことが大切だと思います。今日の資料で示された「今後の方向性」のうち、特に①や②に関する来年度予算については、今回の審議会、特別部会での議論と並行し、予算要求を行い、議会の先生方にもお認めいただきました。しっかりと取り組んで参りたいと存じます。

　　　　　審議会の委員の皆様方には、引き続きのご支援ご協力をよろしくお願い申し上げまして、今年度の審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

事務局　　これをもちまして、平成２７年度第２回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたりご審議ありがとうございました。